

◎ 経営振興資金

設備

利子補給 2年

新たな機械導入など資産計上する設備投資を考えている方向けの設備資金です

融資限度額 **5,000万円** 以内

融資期間 設備 **10年** 以内

(12か月以内の据置き含む)

年利 **1.7%** 以内

条件 ・市税等の未納がない者

・融資承認前の事前着工は対象外です

その他 ・融資審査委員会への諮問が必要になります
 ・保証人、担保等は取扱い金融機関との協議によります
 ・企業誘致に係る中小企業者については、市内での1年以上の営業実績を要しません

経営振興資金利子補給金

対象者 令和2年4月から令和3年3月までに経営振興資金を利用した市内中小企業者

補給額 融資が実行された月から**2年間**の支払利子額を**100%**補給します

提出書類

A~C 共通提出書類

- ①館林市制度融資資金融資申込書
- ②決算書等(直近2期分)
 法人…決算書、勘定科目明細書
 個人・青色申告…確定申告書、青色申告決算書
 個人・白色申告…確定申告書、収支内訳書
- ③試算表
 (法人で決算時が申請時より6か月以上前の場合)
- ④許・認可を要する業種…許・認可書の写
- ⑤法人の場合…商業登記簿謄本
- ⑥保証人が市外に居住している場合…資産評価証明書
- ⑦市税の納税状況確認書及び県税の納税証明書

設備資金(共通提出書類)

- ⑧見積書、図面(平面図・立面図・配置図)及び建築確認書(10㎡以上の建物)の写し(建物の場合)
- ⑨見積書、カタログ等(設備の場合)
- ⑩借地・借家の場合…所有者の承諾書(建物の場合)

A 小口資金(各3部[原本1部、写し2部])

共通提出書類(①~⑦)

【設備資金は、⑧~⑩に該当するものも提出】

- 信用保証協会必要書類
- ・信用保証委託申込書
- ・信用保証依頼書
- ・信用保証委託契約書
- ・申込人(企業)概要(協会所定)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会用同意書)
- ・個人情報の提供に関する同意書(連絡所扱い小口用)
- 借換要件確認票(借換の場合)

特別小口資金(各3部[原本1部、写し2部])

小口資金提出書類のほか

- 個人の場合は市県民税の納税証明書
 (法人の場合は法人市民税の納税証明書)
- 課税証明書(市民税の所得割が課税されているもの)

B 経営安定資金(各2部[原本1部、写し1部])

共通提出書類(①~⑦)

- 保証を依頼する場合、信用保証協会必要書類
- ・信用保証委託申込書
- ・信用保証依頼書
- ・信用保証委託契約書
- ・申込人(企業)概要(協会所定)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会用同意書)

C 経営振興資金(各2部[原本1部、写し1部])

共通提出書類(①~⑦)

【設備資金は、⑧~⑩に該当するものも提出】

- 地球環境課の意見書
 (公害防止施設及び設備の場合)
- 保証を依頼する場合、信用保証協会必要書類
- ・信用保証委託申込書
- ・信用保証依頼書
- ・信用保証委託契約書
- ・申込人(企業)概要(協会所定)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会用同意書)

上部の⑩は
 ＊「館林市制度融資資金融資申込書」の様式は、館林市公式ホームページからダウンロードできます。